令和６年１１月２２日　資料№.１
区　民　文　教　常　任　委　員　会

芝地区総合支所区民課

マイナンバーカード等を活用した「書かない窓口」について

マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類を活用して、申請書等に氏名・住所などの基本情報が印字され、複数の手続を行う場合であっても、何度も記載することなく、最小限の記入のみで完了する自動印字システムを試行的に設置します。

１　背景

来庁者が区民課の窓口で必要な申請書等を複数作成する場合、「住所・氏名・生年月日など（以下「基本情報」という。）」をそれぞれ記入しなければならず、時間と手間がかかり、来庁者にとって負担となっていました。

マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類を活用して、申請書等に基本情報が自動印字されるシステムを設置することで、来庁者の申請書等を記入する負担を軽減し、窓口での時間短縮や利便性の向上を図ります。

２　概要

（１）設置時期

令和７年２月（予定）

（２）設置場所・台数

芝地区総合支所区民課２台

（３）利用できる本人確認書類

・マイナンバーカード　・運転免許証　・在留カード　・特別永住者証明書

（４）対応する申請書等

・住民票等請求書　・印鑑登録証明書交付申請書　・戸籍証明書等請求書
・戸籍届出書受理証明書等請求書　・戸籍の附票請求書　・身分証明書交付申請書
・納課税証明書交付申請書　・住民異動届　など

３　今後の予定

全ての総合支所区民課の窓口設置に向け、令和７年２月から芝地区総合支所区民課においてシステムを試行的に導入します。システム導入前後の各種手続の短縮時間の比較やシステム利用者に対するアンケートを実施するなど課題を整理し、業務手順や窓口レイアウト変更などを行い、運用面の改善を図ります。

なお、区民の方には、令和６年１２月中旬から、広報みなと、港区ホームページ、ＳＮＳを活用して周知します。